

○第三者行為対象レセプトへの特記事項「10 第三」の表示にご協力ください。

交通事故（自損事故を除く）による負傷及び交通事故以外の第三者行為による負傷の場合、レセプトの「特記事項」欄へ「10 第三」の記載が必要です。漏れのないようにお願いします。

また、第三者の行為により負傷された患者様が受診（初診時）された場合は、保険証に記載の保険者または国保連合会へご連絡ください。